

1. 適用範囲

この基準は河川，道路に点在する機械設備の広域管理を目的として設置する遠方監視操作制御設備の製作・据付に適用する。

1-1 区分及び構成

遠方監視操作制御設備の区分及び構成は，表-16・1のとおりとする。

表-16・1 区分及び構成

区分	構成
操作制御設備	遠方監視操作制御盤（卓）、データ処理装置、入出力装置、各種コントローラ、データサーバ等
監視設備	CCTV 制御盤、CCTV カメラ装置、音声警報装置等
伝送設備	ハブ、ルータ等
計測設備	水位計、温度計、圧力計、振動計、開度計等

2. 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は次のとおりとする。

遠方監視操作制御盤（卓），データ処理装置，入出力装置，各種コントローラ，データサーバ，CCTV 制御盤，CCTV カメラ装置，音声警報装置，伝送装置（ハブ，ルータ），計装機器（水位計，温度計，圧力計，振動計，開度計）等

3. 直接工事費

3-1 材料費

据付に使用する配線，配管材等の材料及び，管継手類等の部品は積上げ計上するものとする。

3-2 据付工数

据付・調整に要する必要工数を積上げるものとする。

3-3 機械経費

据付にかかる経費は，必要に応じてトラッククレーン等について積上げ計上するものとする。

4. 間接工事費

遠方監視操作制御設備の対象となる主たる設備の率を採用するものとする。